

中央新幹線建設等に伴う飯田市羽場・丸山地区内における

工事用車両の通行等に関する確認書の締結について

1 目的

工事用車両の通行等に関する確認を行うことにより、工事及び工事に伴う工事用車両の通行による影響を低減させ、もって地区内の交通安全の確保及び工事の円滑な施行を図る

2 締結の当事者

- (1) 羽場まちづくり委員会
- (2) 丸山まちづくり委員会
- (3) 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 関東甲信工事局 飯田鉄道建設所
- (4) 東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 名古屋建設部 中央新幹線長野工事事務所
- (5) 飯田市

3 確認書の概要

- (1) 通行ルート【第2条】
 - ・ 県道飯田南木曾線及び市道1-17号線 ※資料NO. 1-3
- (2) 工事用車両の通行に伴う沿道の安全対策【第3条】
 - ・ 一般車両及び歩行者等の通行の安全確保と必要な安全対策（機構）
 - ・ 一般車両の通行優先（機構）
 - ・ 通行ルートを通行する長野県等との調整（機構・JR東海） ※羽場丸山独自
 - ・ 運搬車両の努力義務(30km/h以下通行・3台以上連なって通行しない) ※羽場丸山独自
- (3) 通行時間【第4条】
 - ・ 準備工事期間 午前8時30分から午後5時まで
 - ・ トンネル掘削期間
 - 発生土の運搬車両 午前8時30分から午後5時まで
 - 資機材の運搬車両 午前7時から午後7時まで
- (4) 工事の影響の低減対策【第5条】
 - ・ 苦情等の対応（機構）と情報共有（まちづくり委員会・JR東海・飯田市）
 - ・ 要望の検討（機構・まちづくり委員会・JR東海・飯田市）
 - ・ 打合せの場の設定と工事の進捗状況等の説明（機構）
 - ・ 工事の進捗状況等の住民への周知（機構）
- (5) 説明内容の厳守【第8条】
 - ・ 工事説明会（平成29年12月8日開催）における説明事項の厳守（機構・JR東海）
- (6) 工事施工業者等への通知【第9条】
 - ・ 確認書の内容の工事施工業者等への通知と遵守（機構）

4 締結日

平成30年5月22日